

第5章 農蚕園芸局

第1節 水田営農活性化対策

1 水田営農活性化対策

(1) 米の生産調整の経緯

米の生産調整については、稲作転換対策（46～50年度）、水田総合利用対策（51、52年度）、水田利用再編対策（53～61年度）、水田農業確立対策（62～平成4年度）に続いて、平成5年度から水田営農活性化対策を実施している。

(2) 水田営農活性化対策の概要

ア 趣旨

生産者・生産者団体の一層の主体的取組を基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、「新しい食料・農業・農村政策の方向」に即し、

(ア) 水稲作と転作を組み合わせた生産性の高い水田営農の確立

(イ) 他用途利用米を含む望ましい米づくりの推進

(ウ) 生産者の創意工夫と地域の自主性が活かされる生産体制の確立への環境づくり
といった点に重点をおいて推進する。

イ 期間

平成5～7年度までの3年間とする。

ウ 推進体制

農業者・農業団体の一層の主体的責任を持った取組を基礎に、行政機関、農業団体等が一体となって推進する。

エ 転作等目標面積等

(ア) 転作等目標の決定の原則

a 転作等目標面積は、需給均衡を図ることを基本とし、国が、生産者団体、地方公共団体の意見を聴き、決定する。

b 転作等目標面積の総数及びその都道府県別配分数量は、期を通ずる需給計画に応じて定めるものとする。ただし、作柄、在庫数量等に応じ調整することがあるものとする。

c 水田営農活性化対策の転作等目標面積は、676千ha（うち、他用途利用米の生産面積は約107千ha）と

する。

(イ) 転作等目標面積の配分

a 都道府県・市町村別の目標面積の配分は、行政と生産者団体の共同責任で、双方が協議の上決定し、配分通知は両者が行う。

b 転作等目標面積の配分を受けた市町村及び農業協同組合は、一体となって農業者の希望を聴しつつ、農家間・集落間の調整、地域間調整等を行いながら、農業者別の転作等目標面積を決定するものとする。

c この場合において、市町村及び農業協同組合は、地域の実情に応じ双方協議の上、市町村による農業者別の仮配分を併用しつつ、農業協同組合による農業者別の配分・調整等が極力行われるよう努めるものとする。

d 生産者・生産者団体の主体的取組により、関係者の合意の下、転作等目標面積の市町村間・都道府県間の調整を一層推進する。

(ウ) 転作等として扱われる対象及び作物

a 転作等として扱われる対象（転作、水田預託、自己保全管理、土地改良通年施行、他用途利用米・需要開発米生産等）、転作作物の種類については、水田農業確立後期対策と変わっていない。

b 平成4年8月1日以降に廃された水田については、その全面積を転作等の実績としてカウントすることができるものとする。

オ 転作等目標面積の配分の基準

転作等目標面積の都道府県別配分については、水田農業確立後期対策における転作等目標面積を基礎に新政策に示された基本方向や多様な需要に即応した米づくりを進めるとの観点から

(ア) 稲作の生産性

(イ) 担い手のウェイト

(ウ) 農業依存度・稲作依存度

(エ) 4年度の転作緩和下での水稲作復帰状況

の要素を踏まえ、他用途利用米の確保等制度別・用途別米生産の誘導にも配慮しつつ、地域農業の実態等を勘案して行うものとされている。

カ 助成体系

(ア) 助成措置については、生産性の高い水田営農の

確立を図るとともに、「奨励金依存からの脱却」の要請にも適切に対応する観点から、転作の実効確保面における激変緩和の要請にも配慮して、これまでの基本額・加算額という助成体系を抜本的に見直しを行った。

(4) また、これまでの対策による団地化、生産の組織化、産地形成等や土地・水利用の調整等の成果を踏まえ、これを更に推進するとともに新政策に示された方向に即し、

a 規模の大きな経営体の育成・助長のための効率的な転作営農の推進

b 果樹、転換畑等の定着型転作営農の一層の推進に重点をおいたものとする。

(5) 助成金の体系と水準は表1、2のとおりとする。

(3) 5年度における水田営農活性化対策の実施状況

ア 5年度における水田営農活性化対策の転作等実施面積は、713千haであり、105.9%の実施率となっている。都道府県別には、秋田県を除く都道府県では目標面積を上回っている。

イ 転作等実施面積713千haのうち、転作が441千haで全体の約6割を占めており、これに他用途利用米生産の103千ha、実績参入の117千haを加えた3態様で全体の9割強を占めている。

ウ 主要な転作作物については、転作等目標面積が緩和されたこともあり、各々1～2割程度減少しているものの、飼料作物(101千ha)、麦(66千ha)、大豆(41千ha)及び野菜(121千ha)の4作物で、転作等実施面積全体の約5割を占めている。

表1 助成の種類及び内容

種 類	内 容
(1) 高度水田営農推進助成	規模の大きな経営や生産組織による転作と水稻作を組み合わせた望ましい営農を図るための助成
(2) 水田営農確立助成	
ア 規模拡大型	転作田を含めた水田の利用権の設定等により中核農家等の規模拡大を図るための助成
イ 生産組織型	中核農家等を中心に組織される生産組織による稲作及び転作の組織化を図るための助成
ウ 団地形成型	転作田の団地化を進めるための助成
エ 畜産複合型	有畜農家と結びついた計画的な飼料作物転作を進めるための助成
オ 産地形成型	農業協同組合を中心に転作作物による産地形成を図るための助成
カ 定着性転作型	果樹、転換畑、林地等定着型転作の拡大を図るための助成
キ 特認型	知事が地域の実情に応じて要件等を定める助成
(3) 地域営農推進助成	農業協同組合、市町村等が中心となって地域の水田の土地・水利用及び水稻・転作を通ずる営農の調整を計画的に推進するための助成
(4) 地域集約・複合型転作推進助成	中山間地域等における望ましい転作営農を計画的に推進するための助成
(5) 特定転作推進助成	一般作物転作及び永年性作物等転作の推進を図るための助成
(6) 計画推進助成	対策の推進に伴う計画の作成等を円滑に推進するための助成

表2 助成補助金の体系と水準

区 分	単価(千円/10a)				
	高度水田営農推進助成 水田営農確立助成	地域営農 推進助成	地域集約・複合 型転作推進助成	特定転作 推進助成	計画推進 助成
一般作物 (麦・大豆・飼料) (作物・花き等)	先進型 33	10	7	3	4
	育成型 26				
	20 (10)				
永年性作物等 (果樹・転換畑・ 林地・養魚)	—	10	—	3	4
	20				
特例作物 (野菜・たばこ等)	先進型 5	10	7	—	4
	育成型 5				
	5 (5)				
水田預託	—	—	—	—	4
土地改良通年施行	—	—	—	—	4
自己保全管理	—	—	—	—	4

表3 都道府県別転作等目標面積と実施面積

区 分	3 年 度		4 年 度		5 年 度	
	転 作 等 目標面積	転 作 等 実施面積	転 作 等 目標面積	転 作 等 実施面積	転 作 等 目標面積	転 作 等 実施面積
全 北 都	825,791	851,851	697,853	750,500	673,386	713,286
海 府	130,452	131,092	112,064	112,767	100,311	100,886
道 県	695,338	720,759	585,789	637,733	573,075	612,400
青 森	26,998	27,485	21,435	23,841	21,629	23,163
岩 手	25,512	26,414	20,751	23,238	20,398	21,288
宮 城	22,739	23,429	18,600	20,336	17,927	18,684
秋 田	35,572	30,146	30,500	26,062	28,013	24,693
山 形	20,993	21,386	17,598	18,421	16,241	16,799
福 島	27,119	27,950	22,639	25,214	22,208	24,128
小 計	158,933	156,810	131,522	137,112	126,415	128,754
茨 城	29,395	30,776	25,432	28,511	24,625	27,329
栃 木	32,015	33,357	27,722	30,265	26,066	28,069
群 馬	11,048	11,762	9,569	10,723	9,499	10,336
埼 玉	17,993	18,935	15,596	17,068	15,468	16,644
千 葉	21,109	22,026	18,278	20,460	17,184	18,905
京 都	507	539	439	516	461	501
神 奈 川	2,737	2,855	2,303	2,620	2,648	2,729
山 梨	4,117	4,294	3,562	3,991	3,567	3,892
長 野	20,950	21,965	18,154	19,661	17,733	18,473
静 岡	11,635	12,298	10,067	11,450	10,049	11,104
小 計	151,506	158,808	131,121	145,267	127,299	137,981
新 潟	32,990	33,407	27,817	28,803	25,236	27,133
富 山	15,140	15,869	12,812	13,653	11,980	12,579
石 川	9,491	9,874	8,073	8,722	7,770	8,304
福 井	8,756	8,973	7,548	7,788	7,123	7,414
小 計	66,378	68,122	56,250	58,966	52,108	55,430
岐 阜	14,680	15,768	12,710	14,276	12,943	14,009
愛 知	17,758	18,497	15,380	16,941	15,344	16,486
三 重	13,938	14,899	12,102	13,611	11,800	13,101
小 計	46,376	49,164	40,191	44,828	40,087	43,597
滋 賀	11,804	12,420	10,226	10,979	9,740	10,389
京 都	6,942	7,452	6,020	6,750	5,893	6,360
大 阪	5,008	5,156	4,376	4,796	4,459	4,727
兵 庫	23,679	25,111	20,548	21,934	20,165	21,508
良 山	7,164	7,645	6,220	7,061	6,303	6,920
和 歌 山	4,806	5,181	4,180	5,047	4,296	4,910
小 計	59,403	62,965	51,569	56,567	50,857	54,813
鳥 取	8,358	8,805	6,995	7,370	6,803	7,053
島 根	8,851	9,190	7,355	8,134	7,281	7,828
山 口	17,674	18,887	14,883	17,262	14,905	16,812
徳 島	14,586	15,586	12,454	13,987	12,467	13,764
香 川	12,660	13,253	10,065	10,691	10,298	10,985
愛 媛	7,900	8,186	6,770	7,391	6,933	7,472
高 知	8,675	9,243	7,479	8,265	7,540	8,130
小 計	8,955	9,420	7,430	8,243	7,553	8,002
福 岡	11,314	11,620	9,815	11,030	9,810	10,892
佐 賀	98,974	104,188	83,247	92,374	83,589	90,340
長 崎	24,121	25,582	19,080	20,766	19,280	21,170
熊 本	13,030	13,501	10,241	10,787	10,232	10,624
大 分	7,511	8,089	5,897	6,454	6,070	6,278
宮 崎	24,430	25,972	19,474	22,226	19,562	22,053
鹿 児 島	12,564	13,694	9,953	11,340	10,116	10,934
小 計	14,943	15,834	12,685	14,680	12,706	13,930
目 標 達 成 率 (%)	17,172	18,029	14,559	16,367	14,753	15,896
	113,770	120,702	91,889	102,619	92,719	100,885
	103		108		106	

第2節 先進的農業生産 総合推進対策

1 対策の趣旨

我が国農業をめぐる内外の社会、経済情勢の変化の中で、依然として米の潜在的な需給ギャップが存在し、土地利用型農業部門の規模拡大と生産性向上の立ち遅れ及び高齢化の進展等を含めた担い手の脆弱化等の諸問題が顕在化してきており、他方消費生活の成熟化に伴う高品質志向等、消費の多様化の更なる進展が見られる。

この対策は、このような情勢を踏まえ、各地域における農業生産を将来にわたり維持・発展させ、もって国民の食料の安定供給を確保し、農業者及び消費者双方の生活の安定と発展を図る観点から、産業として自立し得る農業の確立に向けて、農業者の自主性や創意工夫を活かしつつ、①経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成及びこれを支える青年農業者を始めとする優れた人材の育成確保、②「土地利用型農作物生産性向上指針」、「畑作農業の生産性向上等の指針」等に沿った効率的な生産単位の形成とこれを基本とした地域農業生産システムの構築、水稻と転作作物の麦、大豆等を組み合わせた合理的な土地利用・作付体系を実現することにより、水田の持つ高い生産力を最大限に発揮する地域輪作農法の推進、③消費志向の多様化に対応した高品質農産物の生産及び流通の合理化のための体制整備、農業者自らの創意工夫による生産技術の高度化並びに新たな需要の創出につながる多様な農業の展開の支援、④持続的かつ基礎的な生産基盤となる地力の増進及び優良種子・種苗の供給条件の整備、⑤国際化の進展等の中で早急な対応を求められている産地の再編及び畑作地域における畑作生産基盤の改善の支援のための緊急的な条件整備、⑥環境保全型農業の推進、⑦生産性の高い転作営農等の確立等のための諸施策を先進的技術等を導入することにより総合的、計画的に実施し、優れた人材による農業生産力の維持向上を実現し、多様な消費・需要動向に応じ得る生産基盤の育成を図ることとしている。

このため、畜産との関連を十分考慮しつつ、地域的主要作物を中心とした農業生産の総合的な振興に関する計画に基づき小規模土地基盤の整備、共同利用機械施設の整備、地力の増進、生産組織を始めとする効率的・安定的な経営体の育成等を内容とする事業（以下「先進的農業生産総合推進対策事業」という。）を普及

組織の濃密な指導援助の下に総合的、計画的に実施するものとする。

2 対策の目標

この対策は、地域の諸条件に対応し、地域内の農業者等の総意の反映に努め、当該農業者の自主性と創意工夫の十分な発現によって、地域農業生産システムを確立するとともに生産性の高いモデル産地の育成を図る等地域における先進的な農業生産を総合的に振興するという観点から、次の事項をねらいとして推進するものとする。

- (1) 経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体及びこれを支える優れた人材の育成確保を図ること。
- (2) 効率的な生産単位の形成等により、生産性の高い農業生産の担い手等を育成し、これを基本とした地域農業生産システムを広く構築することによるその生産シェアの拡大を図ること。
- (3) 稲作と転作が有機的に結合した土地利用及び作付体系を実現すること等により水田農業の確立に資すること。
- (4) 生産性の向上の目標等を設定し、先進的な高効率生産技術の導入等により、生産性の向上を図ること。
- (5) これらを通じて生産性の向上、品質の向上等を基本とした農業生産の再編成と活力ある農村地域社会の形成に資すること。

3 対策の概要

先進的農業生産総合推進対策の進め方、内容等については次のとおりである。

(1) 地域の農業生産に関する総合的な 振興計画等の策定

都道府県知事又は市町村長は、農業生産の総合的な振興に関する各般の施策を推進するに当たっては、今後おおむね10年後を見通し、その指針となる当該都道府県又は市町村における当面5年後を目標とする都道府県農業生産総合振興基本方針（以下「県基本方針」という。）又は市町村農業生産総合振興計画（以下「市町村振興計画」という。）を次により策定するものとする。

なお、県基本方針及び市町村振興計画は、畜産活性化総合対策基本要綱（平成4年4月9日付け4畜B第709号農林水産事務次官依命通達）第3に定める振興計画等と一体的に策定するものとし、また、水田営農活性化対策実施要綱（平成5年4月1日付け5農蚕第1500号農林水産事務次官依命通達）第4に定める都道府県水田営農活性化基本方針及び市町村水田営農活性化

化計画との連携に留意するほか、地域農政推進対策事業実施要領(平成2年6月7日付け2構改B第605号農林水産事務次官依命通達)第5の3に基づく農業構造改善目標に関する基本方針及び第3の1の(2)に基づく市町村農業構造改善措置実施方針との整合性に配慮するものとする。

ア 県基本方針

(ア) 県基本方針の策定

都道府県知事は、次に掲げる事項を内容とする県基本方針を策定するものとする。

a 農業生産の総合振興に関する基本方針

b 効率的・安定的な経営体及びこれを支える優れた人材の育成方針

c 農業構造の変化等を踏まえた将来のあるべき農業生産の展開の基本方針

d 将来の農業生産のモデルとなりうる地区の育成のための各種事業の導入方針

e 地域輪作農法の展開方針

f 生産性の高い転作営農等の展開方針

g 指導推進体制の整備方針

h その他必要な事項

(イ) 県基本方針の協議

a 都道府県知事は、県基本方針を策定するときは、あらかじめ地方農政局長(北海道にあっては農林水産省農蚕園芸局長及び食品流通局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、以下同じ。)に協議するものとする。

b 地方農政局長は、「21世紀へ向けての農政の基本方向」(昭和62年11月28日農政審議会報告)、「土地利用型農作物生産性向上指針について」(平成2年3月農林水産省農蚕園芸局長公表)、「新しい食料・農業・農村政策の方向」(平成4年6月10日農林水産省公表。以下「新政策」という。)等農政に関する各般の施策との整合性に配慮した県基本方針が策定されるよう必要な助言指導を行うものとする。

イ 市町村振興計画

(イ) 市町村振興計画の策定

市町村は、県基本方針に即して、次に掲げる事項を内容とする市町村振興計画を策定するものとする。

a 農業生産の総合振興に関する基本方針

b 効率的・安定的な経営体及びこれを支える優れた人材の育成方針

c 農業構造の変化等を踏まえた将来あるべき農業生産の展開の基本方針

d 将来の農業生産のモデルとなりうる地区の育成のための各種事業の導入方針

e 地域輪作農法の展開方針

f 生産性の高い転作営農等の展開方針

g 指導推進体制の整備方針

h その他必要な事項

(イ) 市町村振興計画の認定

a 市町村長は、市町村振興計画を都道府県知事に提出して、その認定を受けるものとする。

b 都道府県知事は、aの認定に当たり別に定めるところにより地方農政局長に協議し、その認定を行うものとする。

ウ 県基本方針又は市町村振興計画の見直し及び変更

(ウ) 都道府県知事又は市町村長は、県基本方針又は市町村振興計画の見直しを適宜行い、必要に応じて当該県基本方針又は市町村振興計画の変更を行うものとする。

(イ) 県基本方針又は市町村振興計画の重要な変更は、ア又はイに準じて行うものとする。

(2) 事業の実施

ア 事業の実施方針

(ウ) 先進的農業生産総合推進対策事業は、地域の実情に応じつつ、本対策の各種事業を適切に組み合わせるとともに、畜産活性化総合対策(畜産活性化総合対策基本要綱に基づく畜産活性化総合対策をいう。)との総合的实施に配慮するほか、農村地域農政総合推進事業(農村地域農政総合推進事業実施要綱(昭和56年4月2日付け56構改A第716号農林水産事務次官依命通達)に基づく事業をいう。)等各種関連事業との連携の下に総合的に実施するものとする。特に、水田営農活性化対策(水田営農活性化対策実施要綱に基づく水田営農活性化対策をいう。以下同じ。)の着実な推進に資するように十分留意するものとする。

(イ) 先進的農業生産総合推進対策事業は、市町村振興計画(ただし、都道府県の区域を対象とする広域的な事業等にあっては、県基本方針とする。)に基づき実施するモデル性を有した事業であり、事業の実施主体が事業実施計画を作成し、おおむね5年間にわたって計画的に実施するものとする。

イ 事業の内容

(ウ) 先進的農業人材育成確保対策事業

この事業は、企業の営農の展開を目指す経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体を育成するほか、これらの経営体を支える青年農業者を始めとする優れた人材の育成確保等を総合的に推進するものとする。

(イ) 先進的農業生産推進対策事業

この事業は、生産性の高い農業の実現、高品質な農産物の生産、環境保全に配慮した農業の展開等先進的

な農業生産を推進するため、次の掲げる事業を実施するものとする。

a 生産性向上促進対策事業

この事業は、水田及び畑作地域において、「土地利用型農作物生産性向上指針」等に沿った効率的な生産単位の形成を基本に、多様な地域条件に対応した地域農業生産システムの構築及び地域輪作農法の推進を行うほか、先進的な技術の導入による果樹及び養蚕の省力化等一層の生産性の向上を促進するためのモデル地区の育成等を図るために必要な条件整備等各種事業を地域の実情に応じて総合的に実施するものとする。

b 高品質生産流通合理化促進対策事業

この事業は、果樹、野菜等に対する消費志向の多様化に対応して、高品質農産物の生産及び流通の合理化のための体制整備を行うとともに、最新の機械、情報処理、バイオ技術等の活用と農業者自らの創意工夫による生産技術の高度化、新たな需要の創出につながる多様な農業の展開を支援するためのモデル地区の育成等を図るために必要な条件整備等各種事業を実施するものとする。

c 生産高度化基礎条件整備推進対策事業

この事業は、生産性の向上及び高品質生産の実現のために、持続的な生産基盤となる地力の増進、優良種子・種苗の供給等基礎的条件の整備を進めるために必要な条件整備等各種事業を実施するものとする。

d 産地再編等特別整備事業

この事業は、国際化の進展等の中で早急に生産性の向上と品質の安定化を図る必要のある作物についての産地の再編及び畑作地域における畑作生産基盤の改善の支援のための緊急的な条件整備等各種事業を実施するものとする。

e 環境保全型農業推進事業

この事業は、長期的視点から環境保全と農業の持続的再生産を可能とする環境保全型農業を推進するために必要な啓発活動、地域指導等の事業を実施するものとする。

f 水田営農活性化対策推進事業

この事業は、水田営農活性化対策の趣旨に沿って、水稲作・転作を適切に組み合わせた望ましい経営の確立を図りつつ、生産性の高い転作営農等の確立を図るため、これに必要な条件整備を実施するものとする。

ウ 事業実施主体等

(ア) 事業の実施主体……都道府県、市町村、農協、農業者団体等

(イ) 補助率……定額、 $6/10$ 、 $1/2$ 、 $4/10$ 、 $1/3$

(ウ) 対象地域……おおむね3,000市町村

表4 予算額

	5年度
先進的農業人材育成確保対策事業	21億円
先進的農業生産推進対策事業	307億円
生産性向上促進対策事業	127億円
高品質生産流通合理化促進対策事業	76億円
生産高度化基礎条件整備推進対策事業	19億円
産地再編等特別整備事業	42億円
環境保全型農業推進事業	2億円
水田営農活性化対策推進事業	40億円
推進指導費	3億円
合 計	332億円

第3節 主要農作物の生産対策等

1 種子対策

主要農作物（稲、麦、大豆）の生産においては、多様化する品種需要等の動向に即し、生産の基本となる優良種子の安定供給を図ることが重要である。

このため、主要農作物種子法に基づき、①都道府県が奨励しようとする優良品種を決定するための調査、②都道府県における主要農作物の原原種・原種の設定、③優良種子を供給するために都道府県が行う種子生産場の審査及び生産物審査、④優良な種子の生産及び普及のために都道府県が種子生産者団体等を行う指導、⑤奨励品種決定調査の効率化及び精度の向上、原原種・原種生産の近代化及び原原種・原種必要量の増大に対応した生産体制の整備のための機械・施設等の導入、⑥主要農作物の優良新品種の早期普及を図るための特別増殖場の設置の採種管理等事業を実施したほか、主要農作物の奨励品種決定調査で得られる品種情報に加え、消費者のニーズに即した品質を有する奨励品種決定の迅速化、的確化のための特性データベースの整備と品質特性評価システムを確立するための事業を実施した。また、先進的農業生産総合推進対策において、高能率な種子生産を促進するための種子生産用機械・施設等を整備するための主要農作物種子生産改善事業等を実施した。

(予算額 2億8,628万円)

2 米生産対策

(1) 生産動向

平成5年度の水稲作付面積は、2,127千haと前年に比べて若干増加したものの、収穫量は7,811千tと大幅

に減少した。

これは、北日本を中心とした過去に例をみない規模の冷害、西日本を中心とした台風や長雨の被害、北海道を除きほぼ全国的に多発したもち病の被害等により、10a 当たり収量367kg、作況指数74の「著しい不良」という戦後最悪の不作となったためである。

(2) 生産対策

水稻をはじめとする土地利用型農作物については、その生産性の向上が喫緊の課題となっている。このため、平成2年3月に公表した「土地利用型農作物生産性向上指針」をガイドラインとして、その目標水準の実現に向けて引き続き関係機関が一体となった取組を進めるとともに各種施策の推進を図った。具体的には、先進的農業生産総合推進対策のうち土地利用型地域農業生産システム確立事業において、生産性向上指針等の実現に向けて、担い手を中心とする効率的な生産単位の形成、集落機能を活用した生産の組織化、地域輪作農法の面的な拡大、カントリーエレベーター等基幹施設の整備、集団営農用機械の導入等各種対策を集中的・計画的に実施し、それらの有機的連携による合理的な生産体制（地域農業生産システム）の構築を推進した。

また、平成4年6月に公表した「新しい食料・農業・農村政策の方向」の中で、他産業並の年間労働時間で他産業従事者と遜色ない生涯所得を達成できる望ましい稲作経営の展望を示したところであるが、これを受けて、低コスト省力化生産技術実証モデル事業において、望ましい経営体の育成に向けて経営展望の技術面からの実証を行うため、モデル地区を設置し、効率的な生産体制の整備、先進的な技術体系の実証、革新的な新技術の導入・改良等を実施した。

さらに、新需要創出農業推進事業を実施し、中山間地等生産コストの低減を早急に図り難い地域の稲作について、地域の創意工夫を活かしつつ消費者ニーズに応じた多様な生産を行う産地の育成を図るための条件を整備した。

このほか、近年、消費者ニーズが多様化する中で、生産者は銘柄米作付志向を一層強めており、地域によっては特定品種への過度の作付集中により、気象災害や病害虫に対する抵抗性の低下や機械・施設の効率的利用の障害になる等栽培上好ましくない状況がみられる。そこで、多面的需要対応稲作推進事業において、多面的な需要に対応した米の安定的な生産・供給に資するため、都道府県別・地域別の生産・供給方針の策定、品種構成の適正化、新品种の導入促進等の取組を展開した。その他、サイロ冷却方式等の活用によって

高品質・低コストな乾燥・貯蔵技術の確立を図るとともに、特定用途向け水稻品種の需要開発を行った。

(予算額 188億9,318万円)

3 麦生産振興対策

(1) 生産動向

麦の作付面積は、48年産では15万4,800haまで減少したが、49年度からの麦生産振興対策の強化、53年度からの水田利用再編対策における特定作物への指定等により着実に回復し、元年産では39万6,700haとなった。しかし、その後、早期水稻との作期競合、作柄不良等による収益性の低下、転作等目標面積の緩和等により、4年連続して減少し、5年産については対前年比13%減の26万800haとなった。生産量については、二条大麦、六条大麦、裸麦の作柄は良かったものの、小麦については、登熟期の多雨の影響等により作柄が悪かったこと等から、全国4麦計では対前年12万4千t減の92万1,200tと、12年ぶりに100万tを下回る水準まで減少している。

(2) 生産対策

麦は、合理的な輪作体系の確立、水田農業の確立等我が国の土地利用型農業の健全な発展を図る上で重要な作物であるが、近年、大幅な内外価格差の存在、実需サイドからの品質の高位安定化・物流の合理化に対する要請が強まっており、生産性の向上、品質・物流の改善が基本的な課題となっている。

このため、先進的農業生産総合推進対策のうち生産性向上促進対策事業において、土地利用型農作物の生産性向上を実現するため、合理的輪作体系・効率的生産単位の形成の促進、基幹施設の整備、営農用機械の導入等の各種対策を集中的・計画的に行った。また、高品質生産流通合理化促進対策事業において、実需者のニーズに対応し、国内産麦の早急かつ大幅な品質向上に資するため、加工適性を向上させるための麦作技術の改善、地域ぐるみの品質変動回避システムの導入について実証するとともに、パン用、しょうゆ用等特定用途小麦について、生産者と実需者の円滑な結付けと、これに基づく安定供給体制の整備を図った。さらに、最近、作柄不良が続いていることから、国内産麦の生産安定に資するため、地域の気象条件、栽培形態を踏まえた適期収穫と迅速な乾燥調製の計画的・組織的な取組等、栽培技術の改善を地域ぐるみで推進するとともに、排水対策の実施、予備乾燥施設等の整備を行う国内産麦生産安定条件緊急整備事業を昨年に引き続き行った。

この他、内麦製品需要啓発・供給事業において、消

費者ニーズに即応しつつ、生産者自らの創意工夫を活かした内麦製品の供給を可能とする条件を整備するため、当該製品に対する消費性向の分析・把握と、それに基づくアンテナショップの設定等を行った。

(予算額 199億4,790万円)

4 大豆生産振興対策

(1) 生産動向

大豆の作付面積は、62年の水田農業確立対策の開始に伴って大幅に増加したものの、転作等目標面積の緩和等により、平成5年産では、8万7,400haとなっている。

また、生産量は単収の伸び悩みと作付面積の減少により62年産以降減少基調にあるが、特に平成2～4年産については、登熟期間中の台風・長雨による被害等により、各々作況指数、85、77、96と作柄が良くなかったため大幅に減少した。5年産についても生育期間全般にわたる長雨、低温寡照及び台風等の影響により、10a当たり単収は115kg、生産量は10万600tとなった。

(2) 生産振興対策

大豆については、先進的農業生産総合推進対策において、生産性及び品質の向上と主産地化の推進を一層図るため、新技術の導入等による生産コストの飛躍的低減、地域の実情に応じた機械・施設・土地基盤等の総合的な整備によるモデル集団の育成、特定用途大豆の地域ブランド化を推進するための生産条件の整備等に対しての助成を行った。

(予算額 19億202万円)

5 農業生産体制整備技術実用化促進事業

大学、民間等における学識経験者を組織し、その指導の下に、新作物の導入及び農産物の生産・流通に関する技術の実用化を促進するため、次の事業を実施した。

①新作物の探索・導入調査、②アマランサス等機能性食材に関する生産流通技術の実証、③農業への転用可能な他産業分野等で利用されている先端技術の収集調査、④土壌及び作物体を簡易・迅速・的確に分析・診断する機器の実用化、⑤米等の新方式による低コストな乾燥技術の実用化、⑥近赤外分光分析機器等を活用した農産物の品質測定評価技術の実用化、⑦レール式作業機等を活用した茶園管理システムの実用化、⑧有機農業に関する各種技術の収集及び体系化、⑨特定用途向けとして育成された水稻品種の栽培技術の実証及び用途開発、⑩有機物局所施用機の実用化、⑪有機農

産物等の生産・出荷に関する標準的管理方式等の策定
補助額(定額、補助率10分の9) 1億4,822万円

6 新作物等生産振興対策

転作の円滑な推進及び農業生産の安定的拡大を図るため、ハトムギ等新作物の優良種子確保体制の整備及び契約栽培の推進による生産の拡大と流通体制の整備等を実施した。

補助額(定額、補助率2分の1) 1,891万円

第4節 土壌保全対策

1 土壌環境調査事業

土壌の変化を時系列的に把握し、適切な土壌管理の実施を図るため、全国農用地を対象に選定された調査地点(20,000点)において、年次計画により土壌管理実態調査及び土壌調査を実施した。

また、当該地域の代表的な土壌条件の地点(1県平均3か所)において、営農条件を一定にしたほ場を設置し、地力の経年変化等を調査する一般調査及び全国6か所に設置した地力変動観測施設により、養分の収支の経年変化を調査する精密調査を実施した。

補助額(補助率2分の1) 3,154万円

2 環境保全型栽培基準設定調査事業

環境への影響にも配慮した施肥基準等栽培基準の設定に資するため、環境保全に配慮した農業生産を行うに当たって不良な要因を有する土壌について、その要因の解明、新たな栽培基準の設定・適用に当たって把握すべき土壌条件の解明等のための現地調査を行うとともに、主要な作物について土壌条件に対応したより効率的な肥培管理、土壌管理等を確立するための栽培試験を行った。

補助額(補助率2分の1) 7,060万円

3 地力増進体制整備事業

地力増進地域制度の推進を図るため、地力増進対策指針の早急な策定、それに基づく重点的な指導を推進するとともに、農業改良普及所における土壌診断体制の整備等を行った。

補助額(補助率2分の1) 1,418万円

4 環境保全機能向上土壌・施肥管理技術確立事業

農業生産の効率化と農業が本来持つ優れた環境保全

機能を一層向上させる農業技術の確立のため、有機物や化学肥料の施用等により土壌から発生する温室効果等ガス（メタン及び亜酸化窒素）の発生量を調査するとともに土壌からの温室効果等ガスの発生及び施肥窒素の溶脱を制御する営農手法について調査試験を行った。

補助額（補助率2分の1）1億6,710万円

5 土壌汚染防止対策事業

土壌汚染防止法に基づく「農用地土壌汚染対策計画」の策定等の基礎資料を得るため、現地改善対策試験を実施するとともに、これらの試験成績等をもとに対策計画を策定した。

補助額（補助率2分の1）673万円

6 小規模公害防除対策事業

重金属による農用地土壌の汚染に起因して、人の健康を損なう恐れがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されること等を防止するため、土壌汚染地域において、排土・客土等の事業を実施した。

補助額（補助率 事業者負担額を控除した額の10分の5.5）212万円

7 カドミウム汚染米発生防止対策事業

休廃止鉱山地域であって、カドミウム汚染米の発生した地域及びその恐れが著しい地域において、土壌改良資材の投入及び合理的な水管理を行うことによりカドミウム汚染米の発生を抑制し、カドミウム土壌汚染による農業被害の軽減を図ることをねらいとした事業等を実施した。

補助額（補助率2分の1）2,058万円

8 土壌保全対策管理事業

我が国農耕地土壌について環境保全上の問題点の的確な把握を行うため、土壌データ、気象データ等を用いて農耕地の環境保全的な視点からの評価図を作成するシステム等を構築する農耕地環境保全情報システム開発事業を実施するとともに、土壌改良資材品質表示制度の円滑な運営を図るため、その流通及び消費の実

態を把握するとともに、施用効果の検定方法の開発等を行う土壌改良資材品質表示制度推進事業を実施した。

補助額（定額）8,213万円

第5節 農業改良資金制度

本制度は、昭和31年に農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の制定により発足したが、5年度においては、生産方式改善資金の拡充を図った。

1 生産方式改善資金

本資金は、農業経営の改善を促進するための能率的な農業技術の導入その他の合理的な生産方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

5年度においては、近年の環境規制の強化に対応し、家畜排せつ物処理技術の貸付対象施設を見直すとともに、償還期間及び据置期間の延長による充実に図った。

5年度の貸付実績は343億円である（表5）。

2 経営規模拡大資金

本資金は、農業経営の規模拡大を図るため農用地の利用権を取得するのに要する資金を貸し付けるものである。

5年度の貸付実績は6千万円である（表5）。

3 農家生活改善資金

本資金は、農家生活の改善を図るため農家が合理的な生活方式の導入に要する資金を貸し付けるものである。

5年度の貸付実績は6億円である（表5）。

4 青年農業者等育成確保資金

本資金は、青年農業者その他の農業を担うべき者が今後の優れた農業生産の担い手となるために農業の技術及び経営方法の実地の習得、その他近代的な農業経営の基礎を形成するのに要する資金を貸し付けるものである。

5年度の貸付実績は7億円である（表5）。

表5 農業改良資金貸付実績の推移

年 度	生産方式改善資金	経営規模拡大資金	農家生活改善資金	青年農業者等育成確保資金	合 計
60	24,104,492	116,027	1,151,510	8,588,316	34,010,345
62	30,680,761	124,452	782,853	6,146,525	37,734,591
元	37,071,375	117,399	729,644	6,098,257	44,016,675
2	40,259,867	98,242	603,010	5,062,332	46,023,451
3	41,424,938	62,595	501,173	4,443,401	46,432,107
4	38,262,729	115,948	508,631	5,301,388	44,188,696
5	34,326,833	63,499	559,050	6,805,242	41,754,624

(単位：千円)

第6節 環境保全型農業の 総合的な推進

農業が持つ環境保全機能の一層の向上を図るとともに環境への負荷軽減に配慮し、将来にわたって持続性のある環境保全型農業を推進した。

1 農業の有する環境保全機能の維持・増進

農地・農業用水路等の有する生物の保全等の環境保全機能の維持増進を図るための技術的な指針等の策定のための調査を行うとともに、農業・農村が有する国土・環境保全機能、その受益関係等をモデル地区を対象に調査し、これらの機能に配慮した農業・農村整備のあり方を検討したほか、最新の技術、知見の基づく生態系保全工法の効果等についての実証調査を行った。

また、広域的に水質問題等が生じている地域において、環境への負荷軽減を図るための農業農村整備事業に関する調査検討を行った。

このほか、快適で豊かな農村空間を創出するため、環境にも配慮した農業・農村整備を実施した。

さらに、農業・農村の有する国土保全・環境保全機能の適正な評価及びその一層の向上を推進する観点から、耕作放棄地の増加が懸念される中山間地域において、生産活動の低下に伴う環境保全機能の変動を把握、予測、これを維持するための要因と手法を明らかにするための研究を実施するとともに、これら地域において多様な農業の展開を図るための技術開発について助成を行ったほか、農林業の持つ水保全・管理機能のメカニズムの解明、定量化と維持管理のための技術等の開発をするための研究を実施した。

2 環境保全型農業技術の開発・普及

環境保全と農業の持続的再生産を可能とする新たな農法を展開する観点から、

ア 資材投入量の削減等を目標とした環境保全型農業推進運動の展開等を実施するとともに、資材投入量の削減を可能とする新技術について実験農場で組立て・実証を行った。

イ 環境保全型農業の推進の基礎となる技術の確立等を図るため、環境への影響等にも配慮した新たな施肥基準の設定のための調査及び試験を実施したほか、土壌病害虫の発生程度に対応した環境に影響の少ない防除技術の確立・定着、水質影響に配慮した農薬の適正使用の調査・指導を行うとともに、農薬による水系環境生物への影響に関する農薬登録検査手法を確立した。また、農業生態系のもつ物質循環機能を高度に活用し、耕種・畜産を通じたより生態系に調和した環境にやさしい農業システムの確立を図る研究開発を実施した。

ウ 消費者ニーズへの対応及び地域農業の振興の観点から、我が国の有機農業等の健全な発展を図るため、技術情報の収集・提供、生産・流通・消費段階の実態把握調査等を行った。

3 農業分野におけるリサイクルの推進

農業関係排出物等のリサイクルを推進する観点から、農業系内外からの各種の地域未利用有機物資源をコンポスト化し土壌に還元する体制の整備、良質な有機肥料の安定供給体制の確立に向けた未利用有機物の肥料化において基本方針の作成のための事業等を行った。

第7節 肥 料 対 策

1 肥料の需要・価格等

肥料の価格及び供給の安定を図るため、肥料の需給見通しの作成や、肥料関係の実務者を中心として構成される肥料懇談会の開催等による肥料関係者への積極的な情報提供等を行った。

(1) 化学肥料の需給概要

平成5肥料年度（平成5年7月～平成6年6月）においては、生産、輸出は前年を下回ったが、輸入、内需は前年度を上回った。生産は三成分とも減少により101万7千t（三成分合計量。以下同じ。対前年比95.7%）、輸入は三成分とも増加により95万3千t（同108.0%）、内需は窒素肥料、りん酸肥料の増加により181万7千t（同101.9%）、輸出は硫酸・尿素・高度化成等の減少により19万t（同91.9%）となった。

表6 化学肥料の需給量（5肥料年度）

	窒素肥料	りん酸肥料	加里肥料	三成分合計
生産	601(634)	384(393)	32(36)	1,017(1,063)
輸入	157(129)	341(305)	455(449)	953(882)
内需	600(572)	728(699)	489(513)	1,817(1,784)
輸出	178(190)	6(10)	6(6)	190(206)

単位は成分千t、() は4肥料年度の数字である。

(2) 5肥料年度価格

5肥料年度の主要肥料価格は、肥料原材料価格等がおおむね安定していること、円高傾向及び金利の低下などにより4肥料年度対比、14品目平均で2.57%の引下げとなった。

表7 主要3肥料の全農購入価格

(単位：円／t、%)

	4肥料年度	5肥料年度	前年比
硫酸アンモニア	24,500	24,000	△2.04
尿素	43,250	41,350	△4.39
高度化成(15-15-15)	65,700	63,900	△2.74
14品目の加重平均	—	—	△2.57

(注) 尿素の価格は5肥料年度上半期（5年7月～12月）の価格である。

(3) 有機質肥料等品質保全推進事業

近年流通量が増大しているおで、パーク等産業副産物を利用した有機質肥料等について、これを利用する農業者に品質に関する正確な情報を提供する基準案を品質分析、栽培試験等に基づき作成し、これを満たす高品質な肥料を積極的に推奨するための制度の検討を行う有機質肥料等品質保全推進事業を昨年度に引き続き実施した。

(予算額 566万円)

(4) 肥料低コスト対策推進事業

肥料費の節減を推進するため、ばら流通やフレコン流通等低コストな流通方式を確立・実証し、総合的な肥料等の節減を図る肥料低コスト対策推進事業を昨年

度に引き続き実施した。

(予算額 1,573万円)

(5) 肥効調節型肥料導入実験事業

「環境保全機能向上農業技術確立事業」の一環として、肥料の分野においても、環境負荷のより少ない「環境にやさしい肥料」の実証確認、利用方針の作成等を行う肥効調節型肥料導入実験事業を昨年度に引き続き実施した。

(予算額 4,104万円)

(6) 再生有機肥料安定供給推進事業

良質な有機肥料の安定供給体制を新たに確立するため、有機肥料の生産、流通等の実態調査及び未利用有機物の肥料化実験等の結果を踏まえて未利用有機物の肥料化の基本方針を作成し、肥料を介した資源の循環利用の促進に資するための再生有機肥料安定供給推進事業を昨年度に引き続き実施した。

(予算額 3,552万円)

(7) 汎用性肥料普及推進事業

最近、肥料は多様なものが小袋で販売されていることから価格に占める流通経費の割合が高くなっており、汎用性肥料の普及を通じた大ロット化により、物流の機械化等、流通の効率化・合理化を進めていくことが重要である。この普及推進を図るため、汎用性肥料普及推進事業を新たに実施した。

(予算額 275万円)

2 肥料の品質保全

(1) 肥料の公定規格等の改正

5年12月17日付け農林水産省告示第1542号及び1543号により、普通肥料について、2種類の規格の設定及び1種類の規格の一部改正を行うとともに、特殊肥料について1種類の指定追加を行った。

(2) 肥料の登録

5暦年における肥料取締法（昭和25年法律127号）第7条に基づく農林水産大臣登録数は940件、有効期間更新数は3,182件、5年末の有効登録数は13,582件であった。

(3) 指定配合肥料の届出

肥料取締法第16条の2に基づく5暦年における農林水産大臣への指定配合肥料の届出数は1,384件、5年末の有効届出数は22,756件であった。

(4) 肥料の検査

肥料取締法第30条に基づく5暦年における農林水産省肥料検査所の立入検査成績は、分析検査標品8,090点中、不合格数189点で、不合格率2.3%であった。

(5) 調査試験等

農林水産省肥料検査所において、肥料取締法第9条に基づく仮登録肥料の肥効試験、肥料及びその原料に対する幼植物試験等各種調査試験を行うとともに、各種有機質資材の品質調査、肥料分析法の検討を行った。

3 高機能肥料生産基盤技術の開発

生態系と調和した高機能肥料や農産物の品質向上機能等を有する有機質肥料等の開発・実用化を産・学・官の連携の下に促進する必要がある。

このため、有機質肥料生物活性用技術研究組合が行う生態系調和型高機能肥料等の研究開発に対して助成を行った。

(予算額 4,697万円)

第8節 農業機械化対策

1 農業機械化関係

(1) 農業機械総合対策推進事業

農業を取り巻く厳しい状況の中で、農業機械化の推進による生産性の一層の向上を図るためには、低コスト農業実現に向けた機械費節減の推進、農作業安全、新しい機械の開発改良の推進等の課題に対する取組みを強化する必要がある。

このため、農業機械利用技能者の育成、遊休機械の流通促進、シンプル農業機械の普及推進、中山間地域の農業機械化の推進、全国的な農作業事故防止運動の展開等に重点を置いた諸施策を総合的に展開した。

ア 低コスト農業機械化等総合推進事業

農業機械の適正な導入、効率的な利用等に関する総合的な推進方策を検討するとともに、これに基づき、農業機械の利用技能者の育成、中古・遊休機械の活用促進、基本性能を重視した廉価な農業機械の普及の促進、農業機械のリース及びレンタル方式の推進を実施した。

イ 中山間地域農業機械整備促進事業

中山間地域の特性を生かした地域特産作物生産の機械化を促進し、生産性の向上を図るため、既存機械に改良を加えることにより、地域特産物の特性等に応じた機械の整備を実施した。

ウ 農作業事故防止推進事業

農作業による死亡事故は、年間350～400件程度発生しているが、近年、特に高齢層の機械利用に伴う事故や、道路走行時の事故が多くなっている。今後、農

業機械の大型・高性能化の進展、高齢者・女性の機械作業機会の増大が一層見込まれるため、これらに対応した農作業事故防止対策を強力に展開する必要がある。

このため、農作業事故ゼロを目指して、農作業事故防止運動を全国的に展開するとともに、地域ぐるみでの総合的な安全対策を実施する拠点となるモデル地区を設置した。

(予算額 2億5,316万円)

(2) 農業機械利用総合対策中央推進事業

低コスト農業の実現に向けた農業機械の適正導入・効率利用の促進、農作業事故ゼロを目指した農作業事故防止運動の実施等を円滑かつ効果的に推進するためには、行政と農業団体とが一体となって事業の推進に取り組む必要がある。

このため、農業団体において、農業機械の効率利用共働会の開催、シンプル農業機械等の導入促進のための検討会及び現地研究会の開催、農業機械士等の資質向上に対する支援、農作業事故防止運動全国会議の開催及び農作業事故補償対策現地指導等の推進を実施した。

(予算額 7,261万円)

(3) 農作業安全確保啓発広報委託事業

農業機械使用等による農作業事故を未然に防止し、農作業の安全を確保するため、農業機械士が実施している安全性のチェック方法や安全性の高い機械利用技術等と新たな危険回避資材を組合せた最も効果的な事故回避手法を明らかにするとともに、これを広く農業者に啓発、普及することにより、安全意識の高揚と安全な農作業の実施を促進するため、(財)日本農業機械化協会に委託した。

(予算額 1,628万円)

(4) 土地利用型地域農業生産システム確立事業

(先進的農業生産総合推進対策)のうち農業機械銀行活動強化等

生産性の高い土地利用型農業を実現するため、地域の有機的連携による合理的な生産体制(地域農業生産システム)を構築する必要があるが、そのシステムの中で重要な役割を占め、担い手農家の実質的な規模拡大と機械の効率利用を促進する農業機械銀行方式による担い手支援サービスを充実・強化することが広く求められている。

このため、受託者の不足、年間を通じた受託作業量の不足により事業の活性化が阻害されている農業機械銀行において、広域での受託者の掘り起こし、新規受託者への機械利用技能研修、年間就業機会確保のため